

旧		新	
<p>(第1条から第3条まで省略)</p> <p>(建築物移動等円滑化基準)</p> <p>第3条の2 条例第21条に規定する規則で定める構造及び配置に関する事項は、別表第1の2及び別表第1の3に定めるとおりとする。</p> <p>(第4条から第13条まで及び別表第1省略)</p> <p>別表第1の2(第3条の2) 建築物移動等円滑化基準(共同住宅を除く。)</p>		<p>(第1条から第3条まで省略)</p> <p>(建築物移動等円滑化基準)</p> <p>第3条の2 条例第21条に規定する規則で定める構造及び配置に関する事項は、別表第1の2から別表第1の4までに定めるとおりとする。</p> <p>(第4条から第13条まで及び別表第1省略)</p> <p>別表第1の2(第3条の2) 建築物移動等円滑化基準(共同住宅及び条例対象小規模特別特定建築物を除く。)</p>	
整備項目	建築物移動等円滑化基準	整備項目	建築物移動等円滑化基準
(1の項省略)		(1の項省略)	
2 敷地内の通路	<p>(1)省略</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあつては、100センチメートル以上とすること。</p> <p>a 幅(当該幅の算定に当つては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)が75センチメートル以上</p> <p>(b及びc、(1)から(1)まで、ウ及びエ並びに(3)省略)</p>	2 敷地内の通路	<p>(1)省略</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあつては、100センチメートル以上とすること。</p> <p>a 幅(当該幅の算定に当つては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。6の項、別表第1の4の2の項(2)エ(ア) a及び6の項において同じ。)が75センチメートル以上</p> <p>(b及びc、(1)から(1)まで、ウ及びエ並びに(3)省略)</p>
(3の項及び4の項省略)		(3の項及び4の項省略)	
5 廊下等	移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。	5 廊下等	移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

	<p>(1)省略</p> <p>(2) 傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。7の項並びに別表第5の5の項及び7の項において同じ。)の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。</p> <p>(3)から(5)まで省略</p>
6 階段	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(アからエまで省略)</p> <p>オ 幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(カ及び(2)省略)</p>
(7の項省略)	
8 エレベーターその他の昇降機	<p>移動等円滑化経路を構成するエレベーター(令第18条第2項第6号に規定するものを除く。以下この項及び別表第1の3の4の項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで省略</p>
(9の項から12の項まで省略)	
(別表第1の3省略)	

	<p>(1)省略</p> <p>(2) 傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。7の項、別表第1の4の5の項及び7の項並びに別表第5の5の項及び7の項において同じ。)の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。</p> <p>(3)から(5)まで省略</p>
6 階段	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(アからエまで省略)</p> <p>オ 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(カ及び(2)省略)</p>
(7の項省略)	
8 エレベーターその他の昇降機	<p>移動等円滑化経路を構成するエレベーター(令第18条第2項第6号に規定するものを除く。以下この項、別表第1の3の4の項及び別表第1の4の8の項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで省略</p>
(9の項から12の項まで省略)	
(別表第1の3省略)	

別表第1の4(第3条の2) 建築物移動等円滑化基準(条例対象小規模特別特定建築物に限る。)

整備項目	建築物移動等円滑化基準
1 移動等円滑化経路	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。</p> <p>ア 建築物に利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室</p>

		<p><u>までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</u></p> <p><u>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</u></p> <p><u>ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路</u></p> <p><u>(2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</u></p>
	<p><u>2 敷地内の通路</u></p>	<p><u>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p><u>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>イ 段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。</u></p> <p><u>(ア) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。</u></p> <p><u>a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできな</u></p>

い部分を除く。

b 手すりの高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

c 握りやすい形状とすること。

d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(エ) 回り段でないこと。

(オ) 蹴込板を設けること。

ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。

a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。

b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

c 握りやすい形状とすること。

d 手すりの端部には、水

平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

(1) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

ア 幅は、140センチメートル以上とすること。

イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

エ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあつては、100センチメートル以上とすること。

a 幅が、75センチメートル以上

b 蹴上げの寸法が、18センチメートル以下

c 踏面の寸法が、26センチメートル以上

(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。

(ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が

		<p><u>150センチメートル以上の踊場を設けること。</u></p> <p><u>(エ) (1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。ただし、高さが16センチメートル以下で、かつ、勾配が20分の1以下の傾斜路における転落のおそれがない部分を除く。</u></p> <p><u>(オ) 両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。</u></p> <p><u>オ 傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。</u></p> <p><u>カ 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。</u></p> <p><u>(3) 令第18条第1項第1号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における(2)の規定は、令第18条第1項第1号における「道等」を、「当該建築物の車寄せ」として適用する。</u></p>
	<p><u>3 駐車場</u></p>	<p><u>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車椅子使用者用駐車施設を1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)設けなければならない。</u></p> <p><u>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p><u>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>イ 1の項(1)ウに定める経路</u></p>

		<p><u>の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</u></p> <p><u>ウ 奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>エ 水平な場所に設けること。</u></p> <p><u>オ 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。</u></p>
	<p><u>4 出入口</u></p>	<p><u>移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p><u>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</u></p> <p><u>(3) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</u></p>
	<p><u>5 廊下等</u></p>	<p><u>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p><u>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>イ 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障</u></p>

		<p><u>害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして令第11条第2号ただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p><u>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</u></p> <p><u>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</u></p> <p><u>エ 傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。</u></p> <p><u>オ 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。</u></p>
	<p><u>6 階段</u></p>	<p><u>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p><u>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u></p>

		<p><u>イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする<u>こと。</u></u></p> <p><u>ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</u></p> <p><u>エ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして令第12条第5号ただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>オ 両側に2の項(1)イ(ア)に定める構造の手すりを設けること。</u></p> <p><u>カ 回り階段でないこと。</u></p> <p><u>キ 蹴上げの寸法は、18センチメートル以下とすること。</u></p> <p><u>ク 踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>ケ 幅は、120センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>コ 蹴込板を設けること。</u></p> <p><u>(2) (1)カからコまでの規定は、令第18条第2項第5号及び8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、適用しない。</u></p>
	7 傾斜路	<p><u>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。</u></p>

ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、2の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする事。

エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして令第13条第4号ただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあつては、100センチメートル以上とすること。

(7) 蹴上げの寸法が、18センチメートル以下

(4) 踏面の寸法が、26センチメートル以上

イ 勾配は、12分の1を超えないこと。

ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに

		<p><u>踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</u></p> <p><u>エ 2の項(1)ウ(7)に定める構造の手すりを設けること。ただし、高さが16センチメートル以下で、かつ、勾配が20分の1以下の傾斜路における転落のおそれがない部分を除く。</u></p> <p><u>オ 両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。</u></p>
	<p><u>8 エレベーターその他の昇降機</u></p>	<p><u>(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p><u>ア 籠は、利用居室、車椅子利用者用便房又は車椅子利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</u></p> <p><u>イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>ウ 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>オ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</u></p> <p><u>カ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</u></p> <p><u>キ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</u></p> <p><u>ク 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び</u></p>

乗降ロビーにあっては、アからキまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして令第18条第2項第5号リただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(7) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。

(4) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他令第18条第2項第5号リ(2)の規定により国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(7) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

ケ 新築をする場合において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあつては、令第18条第2項第5号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、主として自動車の駐車のために

		<p><u>供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>コ 籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。</u></p> <p><u>サ 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</u></p> <p><u>(2) 移動等円滑化経路を構成する令第18条第2項第6号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造とすること。</u></p>
	<p><u>9 便所</u></p>	<p><u>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p><u>ア 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>イ 便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</u></p> <p><u>ウ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>エ 洗面器を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該洗面器（乳幼児用のもの及び便房内に設けるものを除く。）の両側に手すりを設けること。</u></p> <p><u>オ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その</u></p>

他これらに類する小便器を設け、当該男子用小便器(乳幼児用小便器を除く。)の前面及び両側に手すりを設けること。

カ 車椅子利用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。

(7) 手すりを設けること。

(1) 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(7) 便器は、腰掛便座とすること。

(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

ア 便所内に、車椅子利用者用便房を1以上設けること。

イ アの規定により設ける車椅子利用者用便房は、次に掲げるものであること。

(7) 車椅子利用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。

(7) 当該便房の出入口の戸又はその付近に車椅子利用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。

ウ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便

		<p><u>房を1以上設けること。</u></p> <p><u>エ ウの規定により水洗器具を設けた便房の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示をすること。</u></p>
	<p><u>10 浴室、シャワー室又は更衣室</u></p>	<p><u>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合には、当該浴室、シャワー室又は更衣室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。</u></p> <p><u>(2) (1)の浴室、シャワー室又は更衣室のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。</u></p> <p><u>ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</u></p> <p><u>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。</u></p> <p><u>ウ 出入口は、次に掲げるものであること。</u></p> <p><u>(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(4) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</u></p>
	<p><u>11 標識</u></p>	<p><u>(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機の付近には、令第19条の規定により国土交通省令で定めるところにより当該エレベーターその他の昇降機があることを表示する標識を設けなければならない。</u></p>

		<p>(2) <u>移動等円滑化の措置がとられた便所の付近には、令第19条の規定により国土交通省令で定めるところにより当該便所があること及び当該便所に車椅子使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示する標識を設けなければならない。</u></p> <p>(3) <u>移動等円滑化の措置がとられた駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、令第19条の規定により国土交通省令で定めるところにより、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。</u></p>
	<p>12 <u>案内設備</u></p>	<p>(1) <u>建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他令第20条第2項の規定により国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。</u></p> <p>(3) <u>案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。</u></p>
	<p>13 <u>案内設備</u></p>	<p>(1) <u>道等から12の項(2)の規定に</u></p>

備までの経路

よる設備又は同項(3)の規定による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして令第21条第1項ただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

ア 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせ敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

(ア) 車路に近接する部分

(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(視覚障害者の利用上

支障がないものとして令第21条第2項第2号ロの規定により国土交通大臣が定める部分を除く。)

(備考)

- 1 この表における「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。
- 2 条例第19条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物におけるこの表の適用については、同表の規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。
- 3 建築物の新築をする場合においては、1の項(1)ア及び(2)、2の項(2)イ、ウ及びエ<sup>㊦</sup>、4の項(1)及び(2)、5の項(2)イ及びウ、7の項(2)ウ、8の項(1)アからキまで、ク<sup>㊦</sup>を除く。)及び(2)並びに11の項(1)の規定は、適用しない。
- 4 建築物の増築又は改築(用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この備考において「増築等」という。)をする場合においては、当該増築等に係る部分(当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。)については、1の項(1)ア及び(2)、2の項(2)イ、ウ及びエ<sup>㊦</sup>、4の項(1)及び(2)、5の項(2)イ及びウ、7の項(2)ウ、8の項(1)アからキまで、ク<sup>㊦</sup>を除く。)及び(2)並びに11の項(1)の規定は、適用しない。

(以下省略)

(以下省略)